

入院における食事療養費の改定について

厚生労働省からの通知により、

令和 7 年 4 月 1 日から、患者さんにご負担頂く食事の料金が改定となります。

70 歳未満	70 歳以上	I 食あたりの食事代		
		3 月 31 日まで	4 月 1 日から	
●一般	●一般	490 円	510 円	
		280 円	300 円 (下記の例外 1 または 2 に該当する患者) (例外 1 : 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等) (例外 2 : 2015 年 4 月 1 日以前から精神病床に入院している患者)	
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者 II	230 円	240 円	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内
		180 円	190 円	過去 1 年間の入院期間が 90 日超
(該当なし)	●低所得者 I	110 円	110 円	
		140 円	140 円	療養病棟に入院する 65 歳以上の患者で、「重篤な病状又は集中的治療を要する者等」「指定難病患者」「老齢福祉年金受給者」「境界層該当者」のいずれにも該当しない

低所得者 I : ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる者

②老齢福祉年金受給権者

低所得者 II : 世帯全員が住民税非課税であって、低所得者 I 以外の者

ご不明な点はナースステーションの事務スタッフにお問い合わせ下さい。

2025 年 4 月 医療法人社団晴山会 平山病院